

国際法及び憲法第9条における武力行使

松 山 健 二

- ① 憲法第9条に関する日本政府の解釈に対しては国際法の観点から批判があり、その矛先は、具体的には、武力行使一体化論や集団的自衛権に関する政府の解釈に向けられている。そこで、本稿では、武力行使という概念について踏み込んで論じているニカラグア事件に関する国際司法裁判所（ICJ）の判決（1986年）、「友好関係原則宣言」（1970年）及び「侵略の定義に関する決議」（1974年）を参照し、国際法における武力行使という概念について論じ、あわせて、政府による国際法における武力行使の解釈、同じく政府による憲法第9条における武力行使の解釈を論じ、これらを踏まえて考察する。
- ② ニカラグア事件に関するICJ判決によれば、武力行使には、極めて重大な形態のものである武力攻撃と、より軽い形態のものである武力攻撃に至らない武力行使がある。当該判決については、ICJ裁判官から反対意見が出されているが、「武器の提供、兵站又はその他の支援」が武力行使禁止原則でいう武力行使に該当する場合があることについてはICJ裁判官の間ではほぼ異論はないといえる。つまり、「武器の提供、兵站又はその他の支援」が、すべてではないが、武力行使に含まれることは一般的な解釈といえる。
- ③ 日本政府の解釈による国際法における武力行使は、一般的な解釈によるものと比較して狭く、したがって武力行使禁止原則によって禁止される範囲が狭くなる。つまり、一般的な解釈による範囲から日本政府の解釈による範囲を差し引いた部分（「武器の提供、兵站又はその他の支援」など）を行うことは、政府の解釈によれば、武力行使に当たらず自衛権の行使などの理由づけがなくとも許されることになる。
- ④ 政府が武力行使を狭く解釈するのは、憲法上の制約によって集団的自衛権の行使や集団安全保障措置に関与できないとしていることに関係する。つまり、集団的自衛権の行使や集団安全保障措置であれば違法性が阻却される行為が、政府の解釈によれば、それらを援用することなく国際法上適法な措置として位置づけることができるのである。
- ⑤ 国際法における武力行使について政府の解釈と一般的な解釈の相違に留意することは、憲法第9条における武力行使という概念を検討するにあたり、有益な論点を提示するものである。

国際法及び憲法第 9 条における武力行使

外交防衛課 松山 健二

目 次

はじめに

I 国際法における武力行使

II 日本政府による国際法における武力行使の解釈

III 憲法第 9 条における武力行使

IV 考察

おわりに

はじめに

憲法第9条に関する日本政府の解釈に対する批判として、国際法の観点からなされるものがある。例えば、「[憲法第9条について] 国際法的にも国内法上も、不自然・不合理とも思われる綱渡りの解釈で対応してきたことの問題性が指摘される。」という指摘⁽¹⁾や、「我が国における安全保障論議で最も深刻な問題と思われるのは、それが国際法の常識と余りにも大きく乖離していることである。」といった見方⁽²⁾などである。批判の矛先は、具体的には、武力行使一体化論や集団的自衛権に関する政府の解釈に向けられている。武力行使一体化論とは、「我が国に対する武力行使がない、武力攻撃がない場合におきまして、仮にみずからは直接武力の行使に当たる行動をしていないとしても、…他のものが行う武力の行使への関与の密接性などから、我が国も武力の行使をしたという…法的評価を受けるような形態の行為」は、憲法第9条において禁止されるというものである⁽³⁾。ま

た、集団的自衛権について政府は、「集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利」と解釈し、憲法第9条との関係について、「憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見だし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。」としてきた⁽⁴⁾。武力行使との一体化を避ける考え方は、周辺事態安全確保法⁽⁵⁾の後方地域支援、テロ対策特措法⁽⁶⁾の協力支援活動、イラク人道復興支援特措法⁽⁷⁾の安全確保支援活動、補給支援特措法⁽⁸⁾の補給支援活動が、憲法第9条に反しないとする理論的根拠を提供するものであり⁽⁹⁾、これらの活動が本来の目的からみて不当な制約を受けている、又は反対に違憲のおそれがあるとする立場から批判されてきた。

本稿では、国際法及び憲法第9条に関する議論に資するため、両者における武力行使という概念に焦点を当てて分析する⁽¹⁰⁾。

国際法では、国際連合（以下「国連」という。）

- (1) 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』（平成20年6月24日）、p.21. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhoshou/houkokusho.pdf>>, accessed on November 27, 2009. この懇談会は、「時代状況に適合した実効性のある安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため」、平成19年4月17日に、内閣総理大臣の下に設けられたものである。
- (2) 村瀬信也「安全保障に関する国際法と日本法（上）—集団的自衛権及び国際平和活動の文脈で」『ジュリスト』1349号、2008.2.1, p.92.
- (3) 大森政輔内閣法制局長官答弁（第141回国会衆議院安全保障委員会議録第4号平成9年11月27日 p.10.）。
- (4) 「衆議院議員島根君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書」（平成16年6月18日受領 答弁第114号）、pp.4-5.
- (5) 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（平成11年5月28日法律第60号）
- (6) 「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（平成13年11月2日法律第113号）。平成19年11月2日失効。
- (7) 「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（平成15年8月1日法律第137号）
- (8) 「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」（平成20年1月16日法律第1号）
- (9) 周辺事態安全確保法における後方地域搜索救助活動、テロ対策特措法における搜索救助活動・被災民支援活動、イラク人道復興支援特措法の人道復興支援活動についても、武力行使一体化論を背景として、後方地域又はいわゆる非戦闘地域で行わなければならないと法律で規定されているが、これらの活動は武力行使を行う他国の軍隊に対する支援を含まないため、ここでは扱わない。

憲章第2条第4項によって、国連加盟国は武力による威嚇又は武力の行使が禁じられている。そして、その例外として武力行使が許されるのは、憲章第7章に基づく軍事的措置（以下「集団安全保障措置」という。）と第51条に基づく自衛権の行使である。集団安全保障措置は、国連安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）が平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し行うものであり、自衛権は国連加盟国に対する武力攻撃が発生する場合に行使するものである。しかしながら、武力行使、武力攻撃及び侵略行為が何であるかについては憲章上必ずしも明らかにされていない。

本稿では、武力行使という概念について踏み込んで論じている「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動事件」（以下「ニカラグア事件」という。）に関する国際司法裁判所（International Court of Justice: ICJ）の判決並びに、そこで言及されている「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」（国連総会決議2625（XXV）、1970年10月24日採択）（以下「友好関係原則宣言」という。）及び「侵略の定義に関する決議」（国連総会決議3314（XXIX）、1974年12月14日採択）を参照し、国際法における武力行使という概念について論じる。次に、政府による国際法における武力行使の解釈、同じく政府による憲法第9条における武力行使の解釈を論じ、これらを踏まえて考察する。

なお、友好関係原則宣言とは、武力による威嚇又は武力の行使の禁止（武力行使禁止原則）、国際紛争の平和的解決、国内管轄事項への干渉の禁止（不干渉原則）など国際法上の七つの原

則を掲げたものである。「侵略の定義に関する決議」は、「侵略行為が行われたか否かの問題は、その特定の事例についてのすべての状況に照らして考察されなければならないが、それにもかかわらず、そのような決定のための指針としての基本原則を定めることが望ましいと信じて」（前文第10段落）採択されたもので、その第3条において、侵略行為とされるものを「一国の軍隊による他国の領域に対する侵入又は攻撃」などと列挙している。ともに国連総会で全会一致で採択されている。

I 国際法における武力行使

ICJの武力行使に関する判決や勧告的意見は幾つかあるが、武力行使という概念について判断を示したのものとして、ニカラグア事件（本件）判決（以下「ICJ判決」という。）がある。なお、ICJにおいては、判決が裁判官の全員一致の意見を表明したものでないときは、いずれの裁判官も個別の意見を表明することができ（国際司法裁判所規程第57条）、これを個別意見及び反対意見という。当該判決についても3人の裁判官による反対意見が付されている。

ニカラグア事件の背景及び概要は、次のとおりである。

ニカラグア事件の背景としては、1970年代から中米諸国において反政府運動が盛んになったことと、1979年のニカラグアにおけるアナスタシオ・ソモサ・デバイレ（Anastasio Somoza Debayle）政権⁽¹¹⁾の終焉とサンディニスタ民族解放戦線（Frente Sandinista de Liberación Nacional: FSLN）⁽¹²⁾主導の政権の誕生がある。1981年に米

(10) 国際法及び憲法第9条における自衛権について論じたものとして、次の文献がある。浅田正彦「憲法上の自衛権と国際法上の自衛権」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』東信堂、2007、pp.249-299。

(11) アナスタシオ・ソモサ・デバイレは、ニカラグアの大統領（1967-1979年）で、米国を提訴したニカラグア政府の前政権の中心人物である。

(12) サンディニスタとは、反米民族解放運動を行ったアウグスト・セサル・サンディーノ（Augusto César Sandino）の思想を受け継ぐ者を意味する。アナスタシオ・ソモサ・ガルシア（Anastasio Somoza García）は、自ら率いる国家警備隊がサンディーノを1934年に暗殺すると、ソモサー族による独裁支配を確立し外交においては親米路線を採用した。アナスタシオ・ソモサ・デバイレは、アナスタシオ・ソモサ・ガルシアの次男である。

国にレーガン政権が成立すると、FSLN 政権の打倒を目的とする反政府武装勢力コントラ (contras)⁽¹³⁾ に対する支援を行うようになり、ニカラグア事件に至る。

1984年4月9日にニカラグアは、ICJ に対して、「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動」に対する責任に関する紛争につき米国を相手とする請求訴状を提出し、同時に「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動」及び当該活動を行う国・集団などへの支援について米国が中止し控えることとする仮保全措置を指示するよう要請した⁽¹⁴⁾。これを受けて、ICJ は、同年5月10日に米国に対して、この事件の最終決定がなされるまでの間、ニカラグアの港への出入りを制限するなどの行為を即刻中止し控えること、両国に対して紛争を悪化・拡大させるようなあらゆる行為を確実にとらないようにすることなどを内容とする仮保全措置を指示し、ICJ

の管轄権及び請求訴状の受理可能性について書面手続を行うことを決定した⁽¹⁵⁾。

ICJ は、1984年11月26日に本件について ICJ の管轄権を認め受理可能とする判決を下し、本案についての裁判を始めるが⁽¹⁶⁾、それを不服とする米国は1985年1月18日に今後の審理手続には参加しないことを表明した⁽¹⁷⁾。ICJ は、いかなる段階における当事国の不出廷も判決の効果に影響することはないとして⁽¹⁸⁾、本案の審理手続を進め1986年6月27日に判決を下している。なお、米国が管轄権及び受理可能性に関する裁判で提出した答弁書には、本案にも関係する法律上の主張が含まれている⁽¹⁹⁾。

本案における争点は多彩であるが、本稿の考察の範囲についていえば、ニカラグア及び米国の主張は次のとおりである⁽²⁰⁾。

【ニカラグアの主張】

① 米国は、ニカラグアに対して軍事力を行使

(13) コントラとは、ニカラグアの FSLN 政権の打倒を目的とする複数の反政府武装勢力の総称である。

(14) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Provisional Measures, Order of 10 May 1984, I.C.J. Reports 1984*, pp.169-172, paras.1-2. この事件を解説した文献は多数あるが、そのうちの幾つかを掲げれば、次のとおりである。小和田恒「国際司法裁判所判例評釈 ニカラグアに対する軍事的活動事件—仮保全措置指示要請」『国際法外交雑誌』83巻6号, 1985.2, pp.33-65; 小和田恒「国際司法裁判所判例評釈 ニカラグアに対する軍事的活動事件—管轄権及び受理可能性」『国際法外交雑誌』85巻4号, 1986.10, pp.28-67; 杉原高嶺「判例研究・国際司法裁判所 ニカラグアに対する軍事的活動事件 (本案)」『国際法外交雑誌』89巻1号, 1990.4, pp.53-82; 「ニカラグアにおけるおよび同国に対する軍事的・準軍事的活動事件」波多野里望・尾崎重義編『国際司法裁判所 判決と意見 第二巻』国際書院, 1996, pp.236-312.

(15) *I.C.J. Reports 1984, op. cit.* (14), pp.186-188, para.41. 国際裁判は、国内裁判と異なり、紛争主題について裁判所が管轄権を持ちそれが受理可能であることについて、当事国が同意していることを基礎とする。国際司法裁判所規程第36条第2項においては、条約の解釈等の法律的紛争について ICJ の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言できる選択条項受諾制度が規定されている。なお、請求訴状に基づく裁判を本案というが、それを阻止するために、管轄権及び受理可能性について当事国が提起するのが先決的抗弁である。ニカラグア事件の管轄権及び受理可能性に関する裁判は、米国による先決的抗弁を受けてのものではないが、本件について ICJ が管轄権を持たないとする米国の主張を考慮したものである。*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I.C.J. Reports 1984*, pp.425-426, para.76.

(16) *ibid.*, pp.442-443, para.113.

(17) United States, “Statement on the U.S. Withdrawal from the Proceedings Initiated by Nicaragua in the International Court of Justice, January 18, 1985,” *International Legal Materials*, vol.24 no.1 (January 1985), pp.246-249.

(18) *Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986*, pp.23-24, para.27.

(19) *ibid.*, pp.24-25, para.29.

し、ニカラグアの国内事項に干渉している。

- ② 米国は、アナスタシオ・ソモサ・デバイレ政権を担っていた人々を用いて部隊を創設した。米国は、彼らを訓練し、賃金を支払い、武器、弾薬、食糧及び医薬品を供給し、ニカラグアにおける人的・経済的目標に対する攻撃を指導してきた。
- ③ 米国政府要員の直接の計画・指導により、ニカラグアの国際空港及び石油施設が攻撃され、港に機雷が敷設された。

【米国の主張】

- ① ニカラグアは、隣国—特にエルサルバドル—の反政府勢力に武器・弾薬・資金・兵站・訓練・拠点・計画及び指揮・統制の支援を行ってきた。
- ② ニカラグアは、ホンジュラス及びコスタリカに対する直接の軍事攻撃を行った。
- ③ エルサルバドル、ホンジュラス及びコスタリカは外部の援助を求め、米国は、個別的・集団的自衛権を行使し、かつ米州相互援助条約の規定に従って、その要求に対応した。

ICJ 判決は、ニカラグアの主張については次のように認定した。コントラは米国の介入より前から存在しているものの、一定期間、米国の支援なしに重要な軍事的・準軍事的活動を行えなかったほど米国に依存していた⁽²¹⁾。他方、米国はコントラを支援したものの、その

人権法及び人道法に反する行為を命令し実施させていたとはいえず、その責任を問われるものではない⁽²²⁾。ニカラグアの国際空港及び石油施設への攻撃、港への機雷の敷設については、その一部について、米国が実施にかかわったと認められた⁽²³⁾。

また、ICJ 判決は、米国の主張に対しては次のように認定した。一定期間エルサルバドルに対するニカラグア経由の武器の流入は断続的であったが、ニカラグア政府が武器の流入に責任を負うことを十分に示す証拠はない⁽²⁴⁾。また、ニカラグアからホンジュラスとコスタリカに対して軍事侵入があり、これについてはニカラグア政府の責任に帰せられる⁽²⁵⁾。米国の自衛権の援用という主張については、自衛権の行使は、武力攻撃の存在と武力攻撃を受けたとされる国からの援助の要請を要件とする⁽²⁶⁾とした。

ICJ 判決は、エルサルバドルに対する武器の流入については仮にニカラグア政府が責任を負うようなものであったとしても、これは武力攻撃を構成しないとされた(後述)。ホンジュラスとコスタリカに対する軍事侵入については、武力攻撃を構成するかどうかを判断するのに必要な情報を得られなかったとした⁽²⁷⁾。また、武力攻撃を受けたとされる国からの援助の要請はなかったとして⁽²⁸⁾、米国の主張を退けた⁽²⁹⁾。

ICJ 判決は、武力行使を、武力攻撃を構成する極めて重大な形態のものと、より軽い形態のものに区別する⁽³⁰⁾。より軽い形態のものにつ

⁽²⁰⁾ “Application of the Republic of Nicaragua, 9 April 1984,” *ICJ. Application Instituting Proceedings, Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, pp.2, 8, paras.1, 10; “Counter-Memorial of the United States of America (Questions of Jurisdiction and Admissibility), 17 August 1984,” *ICJ. Pleadings, Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America)*, vol.II, pp.57-61, paras.189-202.

⁽²¹⁾ *ICJ. Reports 1986, op. cit.* (18), pp.53-54, 63, paras.93, 111.

⁽²²⁾ *ibid.*, pp.62-65, paras.110, 115-116.

⁽²³⁾ *ibid.*, pp.48, 50-51, paras.80, 86.

⁽²⁴⁾ *ibid.*, p.86, para.160.

⁽²⁵⁾ *ibid.*, p.87, paras.163-164.

⁽²⁶⁾ *ibid.*, pp.103-105, paras.195-199.

⁽²⁷⁾ *ibid.*, pp.119-120, para.231.

⁽²⁸⁾ *ibid.*, pp.120-121, paras.233-234.

いては、判決では、友好関係原則宣言を引用して例示しているが、そのうち本稿の分析の対象であるところについていえば、「他国の領域に侵入するために、傭兵を含む不正規軍若しくは武装部隊を組織し又はその組織化を奨励すること」(第1原則第8段落)、その行為が武力による威嚇又は武力の行使を含む場合に、「内戦行為若しくはテロ行為を組織し、教唆し、援助し若しくはそれらに参加すること又は当該行為を実行するための自国領域内の組織的活動を黙認すること」(第1原則第9段落)である⁽³¹⁾。また、ICJ判決は不干渉原則の下で禁止されていることとして、「他国の政権を暴力で転覆するための破壊・テロ・武力活動を組織し、援助し、助長させ、資金を与え、扇動し、若しくは許容すること又は他国の内戦に介入すること」(第3原則第2段落)を挙げている⁽³²⁾。ICJ判決は、友好関係原則宣言は武力行使禁止原則に関する法的確信 (opinio juris) を表し、「侵略の定義に関する決議」は慣習国際法を反映しているとする⁽³³⁾。慣習国際法とは、諸国による一般慣行と法的確信をもって形成され、条約と異なりすべての国際法上の主体を拘束する。

ICJ判決は、武力攻撃を構成する極めて重大な形態の武力行使については、正規軍の越境行為だけでなく、「侵略の定義に関する決議」の第3条(g)号に規定される場合を含むと判断した⁽³⁴⁾。(g)号は、「[正規軍による侵略行為に]相

当する重大性を有する武力行為を他国に対して行う武装部隊・集団、不正規兵若しくは傭兵の国家による若しくは国家のための派遣、又はかかる行為への国家の実質的関与」というものである。なお、ICJ判決が、ここで「侵略の定義に関する決議」第3条のうち(g)号のみを掲げたのは、ニカラグア事件では米国及びニカラグアによる他国の反政府勢力に対する支援が国際法上問われているからであり、他の項目についても同様に武力攻撃と解しているといえる⁽³⁵⁾。「侵略の定義に関する決議」の前文第5段落は、「侵略は、違法な武力行使の最も重大で危険な形式」と規定しており、これはICJ判決の整理と同様であるといえる。

ICJ判決では、「武器の提供、兵站又はその他の支援」という形式の反乱軍への援助は武力攻撃ではなく、武力による威嚇又は武力の行使か、他国の内部又は対外的な事項への干渉に相当するとした⁽³⁶⁾。米国及びニカラグアによる他国の反政府勢力に対する支援について、ICJ判決の評価は次のようになった。ニカラグアのエルサルバドル反政府勢力への支援については、武力攻撃を構成することはないとした⁽³⁷⁾。また、米国のコントラへの支援については、武装化させ訓練を提供したことについては武力による威嚇又は武力の行使を含むといえるが、支援すべてをそのようにいうことはできず、資金の提供だけでは武力行使ではないとした⁽³⁸⁾。

(29) ニカラグア事件については多数の文献があるが、集団的自衛権の行使の要件という点については、次の文献を参照されたい。松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達—国際法上の議論」『レファレンス』696号, 2009.1, pp.79-98.

(30) *ICJ Reports 1986, op. cit.* (18), p.101, para.191.

(31) *ibid.*

(32) *ibid.*, p.102, para.192.

(33) *ibid.*, pp.101, 103-104, paras.191, 195.

(34) *ibid.*, pp.103-104, para.195.

(35) Albrecht Randelzhofer, "Article 51," in Bruno Simma, ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 2nd ed., vol.1, Oxford: Oxford University Press, 2002, p.800.

(36) *ICJ Reports 1986, op. cit.* (18), pp.103-104, para.195. ICJ判決によれば、ここでは、武力による威嚇又は武力の行使か、他国の内部又は対外的な事項への干渉に相当するとしたが、これは背反するものではなく両立しうる。*ibid.*, pp.126-127, para.247.

(37) *ibid.*, p.119, para.230.

これらをまとめると次のようにいえる。武力行使には、極めて重大な形態のものである武力攻撃と、より軽い形態のものである武力攻撃に至らない武力行使がある。「武器の提供、兵站又はその他の支援」は、そのすべてではないが後者に該当するものがある。

なお、米国の選択条項受諾宣言が多数国間条約のもとで生じた紛争を除外していたため、本案におけるICJの管轄権は国連憲章には及ばないが慣習国際法はその対象となる⁽³⁹⁾。ICJ判決によれば、国連憲章第2条第4項で規定される武力行使禁止原則も、同憲章第51条で規定される自衛権のいずれも慣習国際法を形成しているという⁽⁴⁰⁾。

ニカラグア事件のICJ判決は、多くの議論を呼び批判を受けたが、その論点の一つにニカラグアのエルサルバドル反政府勢力への支援に対する事実及び国際法上の評価がある。スティーブン・シュウェーベル (Stephen Schwebel) 裁判官の反対意見では、ニカラグアはエルサルバドルの反政府勢力の指導部の派遣や武器・弾薬の提供などに「実質的に関与」し、侵略行為を行ったと評価する⁽⁴¹⁾。また、ロバート・ジェニングス (Robert Jennings) 裁判官の反対意見では、武器の提供は、それだけでは武力攻撃に相当するとはいえないが、それが他の関与と連携して行われるときは、武力攻撃に相当すると考える

かどうかの重要な要素となるとして、「武器の提供、兵站又はその他の支援」が武力攻撃でないとしたICJ判決には否定的な見解を示した⁽⁴²⁾。自国領内で武装集団を訓練し保護し、加えて武器や兵站の支援を行うことは、武力攻撃に相当するとしてICJ判決を批判する見方もある⁽⁴³⁾。なお、シュウェーベル裁判官は、「侵略の定義に関する決議」は、国連総会が慣習国際法として宣言することを企図したのではなく、国連憲章における武力行使禁止原則を国連総会として解釈したものであるとした⁽⁴⁴⁾。

ニカラグアのエルサルバドル反政府勢力への支援についてのICJ判決に対するシュウェーベル及びジェニングス両裁判官の反対意見の主眼は、当該判決の武力攻撃と武力行使に関する概念的な整理をほぼ受け入れつつ、武力攻撃を構成しないと評価に対して批判を行なっている点にあり、当該行為が武力行使禁止原則という武力行使に該当する場合があることについてはICJ裁判官の間ではほぼ異論はないといえる⁽⁴⁵⁾。ICJ判決には批判があるが、その批判の多くはシュウェーベル及びジェニングス両裁判官の反対意見と立場を同じくしており、「武器の提供、兵站又はその他の支援」が、すべてではないが、武力行使に含まれることは一般的な解釈といえる。

(38) *ibid.*, pp.118-119, para.228.

(39) *ibid.*, p.97, para.182.

(40) *ibid.*, pp.99-103, paras.188-190, 193. 国連憲章によって禁止される武力行使と慣習国際法で禁止される武力行使の範囲は異なるという見解があるが、これは主に両者の間で自衛権を行使する要件が異なるなどというものである。

(41) *Military and Paramilitary Activities in and Against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Dissenting Opinion of Judge Schwebel, I.C.J. Reports 1986*, pp.343-344, paras.166-167.

(42) *Military and Paramilitary Activities in and Against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Dissenting Opinion of Judge Sir Robert Jennings, I.C.J. Reports 1986*, p.543.

(43) Randelzhofer, *op. cit.* (35), p.801.

(44) *I.C.J. Reports 1986, op. cit.* (41), p.345, para.168.

(45) 小田滋 (Shigeru Oda) 裁判官の反対意見では自衛権についての言及はあるものの、この問題に関して意見は表明されていない。*Military and Paramilitary Activities in and Against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Dissenting Opinion of Judge Oda, I.C.J. Reports 1986*, pp.253-258, paras.90-97.

II 日本政府による国際法における武力行使の解釈

日本政府は、国連憲章第2条第4項でいう武力行使とは、「一般に、国家がその国際関係において行う実力の行使」、国連憲章第51条で規定される「武力攻撃」は、「一般に、一国に対する組織的計画的な武力の行使」と解する⁽⁴⁶⁾。また、ニカラグア事件は、日米防衛協力の指針の関連法案の審議において取り上げられており、その際、政府は、ICJ判決、「侵略の定義に関する決議」及び国際法における武力行使についての解釈を示している。

政府は、ICJ判決は「個別の事案について判断し、個別の事案の文脈に照らして理解する」ものであり、「この判決においては武力の行使や干渉」として「武器、兵たん、その他の支援の供与というものの援助」が「みなされることもあり得る」とするが、「一般論として、何が武力の行使とみなされることになっているかについて、この判決では全く明確になっていない」としている⁽⁴⁷⁾。また、武力行使と兵站活動については、武力行使とは「専ら実力の行使に係るものと解されております。したがって、通常理解されておりますところの兵たん活動、こういうものは含まれていないというふうに解するのが一般的である」とする⁽⁴⁸⁾。

また、政府は、「侵略の定義に関する決議」については、「安保理として最終的な決断を下すということはこの74年の決議において明記されているわけでございます。そしてさらに、前文に「侵略行為が行われたか否かの問題は、個々の事件ごとのあらゆる状況に照らして考慮

されなければならない」云々という記述があるわけございまして、その例示された侵略の行為というものがすぐ武力の行使につながるということではないと考えます。」としている⁽⁴⁹⁾。さらに、「[[侵略の定義に関する決議]] 6条に明記されておりますとおり「憲章の範囲をいかなる意味においても拡大し、又は縮小するものと解してはならない。」のであり、当該決議中の武力の行使とは憲章第2条第4項の武力の行使…と同義であって、専ら実力の行使にかかわるものと解されます。」とも説明している⁽⁵⁰⁾。

III 憲法第9条における武力行使

政府は、憲法第9条について様々な機会でのその解釈を示してきたが、代表的なものとして次の二つを掲げる。

「憲法第9条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される

(46) 「衆議院議員金田誠一君提出「戦争」、「紛争」、「武力の行使」等の違いに関する質問に対する答弁書」（平成14年2月5日受領 答弁第27号），p.4。

(47) 東郷和彦外務省条約局長答弁（第145回国会参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会会議録第9号（その1）平成11年5月20日 p.28.）。

(48) 東郷条約局長答弁（同上，p.25.）。

(49) 加藤良三外務省総合外交政策局長答弁（同上，p.26.）。

(50) 加藤総合外交政策局長答弁（同上）。

権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものである。国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合は異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見いだすのが、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。」⁽⁵¹⁾

「一 いわゆる「国連軍」に対する関与のあり方としては、「参加」と「協力」とが考えられる。

二 昭和55年10月28日付政府答弁書にいう「参加」とは、当該「国連軍」の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味し、平和協力隊が当該「国連軍」に参加することは、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊が当該「国連軍」に参加する場合と同様、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

三 これに対し、「協力」とは、「国連軍」に対する右の「参加」を含む広い意味での関与形態を表すものであり、当該「国連軍」の組織の外にあって行う「参加」に至らない各種の支援をも含むと解される。

四 右の「参加」に至らない「協力」については、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであっても、それがすべて許されないわけではなく、当該「国連軍」の武力行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、当該「国連軍」の武力行使と一体とならないようなものは憲法上許されると解される。」⁽⁵²⁾

憲法第9条に関する政府の解釈をまとめると次のようになる。武力行使は禁止されるものの、自衛のための必要最小限度の範囲であればそれは許される（個別的自衛権の行使）。集団的自衛権の行使や集団安全保障措置の一環として行う武力行使は、自衛のための必要最小限度を超えるので許されない。また、武力行使を行う他国の軍隊（集団安全保障措置によるものを含む。）に対する支援については、それが当該武力行使と一体とならないものは許されるということである。なお、政府の解釈によれば、憲法第9条でいう武力行使とは、「基本的には国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」であり、政府が「実力の行使」と解するところの国連憲章第2条第4項でいう武力行使と本質的に同一である⁽⁵³⁾。

武力行使を行う他国の軍隊に対する支援について、憲法第9条において許されるものと許されないものを分けたのが、武力行使一体化論である。これについては、数々の政府の解釈が示され、この解釈に基づいて憲法第9条で許容される範囲で他国に対する支援を規定する国内法が制定されてきたが、1950年代には既にその本質的な部分は示されていた。

例えば、他国の軍隊が行っている戦闘において自衛隊が後方部隊として補給などを行うことは憲法違反になるかどうかを問われたのに対し、「自衛隊が部隊として…後方作業[を行うことは]…、前線の活動と一体として考えられるような場合でありますれば、…現行憲法上はむずかしい問題だろうというふうに考えます。」とした⁽⁵⁴⁾。また、日本防衛以外の目的で米軍が出動した際に自衛隊が補給業務を行いうるかという問いに対して、「経済的に燃料を売ると

(51) 「衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書」, 前掲注(4), pp.4-5.

(52) 中山太郎外務大臣発表政府見解（第119回国会衆議院国際連合平和協力に関する特別委員会議録第4号 平成2年10月26日 pp.25-26.）。

(53) 「衆議院議員金田誠一君提出「戦争」、「紛争」、「武力の行使」等の違いに関する質問に対する答弁書」, 前掲注(4), pp.3-4. 日本政府の解釈によれば、憲法第9条でいう武力行使には「国権の発動たる戦争」は含まれないが、国連憲章第2条第4項でいう武力行使にはそれは含まれる。

か、貸すとか、あるいは病院を提供するとかというものは軍事行動とは認められませんし、そういうものは朝鮮事変の際にも日本はやっているわけであり、こういうことは日本の憲法上禁止されないということは当然だと思います。しかし極東の平和と安全のために出動する米軍と一体をなすような行動をして補給業務をすることは、これは憲法上違法ではないかと思えます。」と答えている⁽⁵⁵⁾。

また、武力行使一体化論の憲法第9条における根拠を問われて、「いわゆる一体化論についての直接の規定が憲法にあるわけではございません。…いわゆる一体化論と申しますのは、我が国に対する武力行使がない、武力攻撃がない場合におきまして、仮にみずからは直接武力の行使に当たる行動をしていないとしても、…他のものが行う武力の行使への関与の密接性などから、我が国も武力の行使をしたという法的評価を受ける場合があり得る。そのような法的評価を受けるような形態の行為はやはり憲法9条において禁止せられるのである。」⁽⁵⁶⁾と説明している。

なお、外国の軍隊による武力の行使と一体となるような行動に該当するか否かについて、「一つ、戦闘行動が行われている、または行わ

れようとしている地点と当該行動の場所との地理的關係、二つ、当該行動の具体的内容、三つ、各国軍隊の武力行使の任にあるものとの關係の密接性、四つ、協力しようとする相手方の活動の現況等の諸般の事情を総合的に勘案して個々具体的に判断すべきである」とその要件を示している⁽⁵⁷⁾。

武力行使との一体化を避けるために作られたのが⁽⁵⁸⁾、「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」後方地域（周辺事態安全確保法）及びいわゆる非戦闘地域（テロ対策特措法、イラク人道復興支援特措法及び補給支援特措法）という概念である⁽⁵⁹⁾。

武力行使を行う他国の軍隊への支援として、周辺事態安全確保法では後方地域支援、テロ対策特措法では協力支援活動、イラク人道復興支援特措法では安全確保支援活動、補給支援特措法では補給支援活動が規定されている。

後方地域支援は、周辺事態に際して日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っている米軍に対する物品・役務の提供、便宜の供与など、協力支援活動は「テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努める」諸外国の軍隊に対する物品・役務の提供、便宜の供与など、

54) 高辻正己内閣法制局第一部長答弁(第19回国会衆議院外務委員会議録第25号 昭和29年3月25日 p.20.)。なお、この段階では、防衛庁設置法案及び自衛隊法案は審議中であり、自衛隊はまだ設立されていなかった。

55) 林修三内閣法制局長官答弁(第31回国会参議院予算委員会会議録第14号 昭和34年3月19日 p.13.)。

56) 大森内閣法制局長官答弁 前掲注(3), p.10.

57) 大森内閣法制局長官答弁(第136回国会参議院内閣委員会会議録第8号 平成8年5月21日 p.26.)。

58) 高村正彦外務大臣答弁「後方地域というのは国際法上今まで使われてきた概念ではありません。そして、おっしゃるように、憲法9条との関係で武力行使との一体化を定型的に避けるためにそういう概念をつくったというのもそのとおりであります。」(第145回国会参議院予算委員会会議録第3号 平成11年2月23日 p.10.)；石破茂防衛庁長官答弁「対応措置の実施は、いわゆる非戦闘地域において実施することとされておりますが、これは、我が国が憲法の禁ずる武力の行使をしたとの評価を受けないよう、他国による武力行使との一体化の問題を生じないことを制度的に担保する仕組みの一環として設けたものであります。」(第156回国会衆議院会議録第42号 平成15年6月24日 p.6.)。

59) 周辺事態安全確保法では、後方地域はこの要件をみたす日本周辺公海及びその上空と日本領域を指す。テロ対策特措法及びイラク人道復興支援特措法では、この要件をみたす外国領域並びに公海及びその上空と日本領域でそれぞれの法律に基づく活動を実施すると規定している。補給支援特措法では、補給支援活動はこの要件をみたすインド洋及び日本とインド洋との間の航行に際して通過する海域と、インド洋沿岸国及び日本とこれらの国との間の航行に際して寄港する地が所在する国に加えて日本領域で実施される。

安全確保支援活動は、国連安保理決議1483号等に基づき国連加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動に対する支援、補給支援活動はテロ対策海上阻止活動に従事する諸外国の艦船及び艦船搭載回転翼航空機に対する給油・給水である。

活動内容は、補給支援活動を除けば、補給、輸送、修理・整備、医療、通信などであり⁽⁶⁰⁾、これらのうち物品の提供は武器（弾薬を含む。）の提供を含まず、物品・役務の提供は戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を含まない。周辺事態安全確保法では、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む。）を除き、日本領域において行われるものとする規定されている。テロ対策特措法は、物品の輸送は外国領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送を含まないとあるが、これは政府提出の原案にはなかった規定であり、衆議院において修正議決された際に付加されたものである⁽⁶¹⁾。

なお、周辺事態安全確保法において、物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないとされていることについては、米軍の要請はなかったからであるが、「憲法上の適否につ

いて慎重な検討を要する問題」であるとしている⁽⁶²⁾。

IV 考察

武力行使禁止原則については国際法上様々な観点から論じられてきたが、その概念規定が論争的であったのは、武力行使よりはむしろ武力攻撃についてである。第二次世界大戦後の武力行使の多くが自衛権の行使を理由になされていることから、個々の例について、自衛権の行使の要件である武力攻撃が発生する場合であるか否かが問われてきたのは当然といえる。国連憲章第2条第4項が禁止する武力行使について、そこに経済的な圧力が含まれるか否かについて議論があったが、コンセンサスを得ているのは軍事力の行使までである⁽⁶³⁾。ただし、ここでいう軍事力の行使とは、武器の提供や軍隊の訓練などいわゆる間接的なものも含まれる。

例えば、オスカー・シャフター (Oscar Schachter) によれば、敵対行為に従事している国外の軍隊に武器を提供し又はその軍隊を訓練することや、外国で戦闘している部隊に自国の領域を使用させることは、国連憲章第2条第4項によって禁止される⁽⁶⁴⁾。また、ロザリン・ヒギンズ (Rosalyn Higgins) によれば、ある国

(60) 周辺事態安全確保法における後方地域支援及びテロ対策特措法における協力支援活動では空港・港湾業務、基地業務、周辺事態安全確保法における後方地域搜索救助活動を行う米軍に対する後方地域支援及びテロ特措法における搜索救助活動を行う諸外国の軍隊に対する協力支援活動では宿泊、消毒、イラク人道復興支援特措法における安全確保支援活動では保管、建設、消毒があわせて規定されている。

(61) 第153回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録第7号 平成13年10月16日 pp.1-2, 47-48.

(62) 大森内閣法制局長官答弁（第141回国会衆議院安全保障委員会第3号 平成9年11月20日 pp.2-3; 第145回国会衆議院予算委員会議録第5号 平成11年1月28日 p.30.）。

(63) Ian Brownlie, *International Law and the Use of Force by States*, Oxford: Clarendon Press, 1963, pp.361-363; Yoram Dinstein, *War, Aggression and Self-Defence*, 3rd ed., Cambridge: Cambridge University Press, 2001, pp.80-81; Albrecht Randelzhofer, "Article 2(4)," in Bruno Simma, ed., *The Charter of the United Nations: A Commentary*, 2nd ed., vol.1, Oxford: Oxford University Press, 2002, pp.117-118.

(64) Oscar Schachter, "The Right of States to Use Armed Force," *Michigan Law Review*, vol.82 no.5/6 (April-May, 1984), pp.1624-1625. シャフターは著名な国際法学者であり、*American Journal of International Law* 誌の共同編集長を務めるなどした。Louis Henkin, "In Memory of Oscar Schachter," *Columbia Law Review*, vol.104 no.3 (April 2004), pp.554-555.

の人間がその国の支援を受けて行う国境侵入に対する武力行使は、均衡性をみだす範囲で自衛権の行使として許容される⁽⁶⁵⁾。その国は「実力の行使」をしたわけではないが、当該国境侵入に対して国家責任を有し、自衛権の行使の対象となる。これらは、ICJ 判決やシュウエーベル裁判官の反対意見で引用された「侵略の定義に関する決議」の第3条(g)号に加えて、同条(f)号に該当するものである。「侵略の定義に関する決議」の第3条(f)号には、侵略行為として、「他国の使用に供した自国領域を、当該他国が第三国に対する侵略行為を行うために用いることを許容する国家の行為」が挙げられている。ICJ 判決によれば、侵略行為は武力攻撃に相当し、武力攻撃とは極めて重大な形態の武力行使であるので、「侵略の定義に関する決議」で列挙される侵略行為は、これを武力行使に読み替えることができる。

武装集団の軍事作戦に対する援助や黙認を国家が行ったとしても、それは武力行使ではないとする見解もあるが⁽⁶⁶⁾、上記の国際法学者の見解や ICJ 判決を踏まえれば、「武器の提供、兵站又はその他の支援」がすべてではないが、武力行使に含まれるのは一般的な解釈といえる。武力行使とは「専ら実力の行使に係るもの」であり兵站活動は除外されるとする日本政府の解釈は、このような一般的な解釈とは異なるものである（図1を参照）。

先にみたとおり、「侵略の定義に関する決議」は、ICJ 判決では慣習国際法、シュウエーベル

裁判官の反対意見では、国連総会による国連憲章第2条第4項の解釈であるが、いずれにしても、第3条で列挙されていることは、一般論として武力攻撃（武力行使でもある。）として捉えることができるかと解するのが自然である。「侵略の定義に関する決議」には法的拘束力は当然ないとしても、その内容は、国連総会として勧告・宣言したものと理解できる⁽⁶⁷⁾。また、「侵略の定義に関する決議」の「憲章の範囲をいかなる意味においても拡大し、又は縮小するものと解してはならない。」という第6条の規定は、必ずしも国連憲章の内容について国連総会が解釈を示すことを排するものではない⁽⁶⁸⁾。国連安保理が国連憲章第39条に基づき侵略行為の存在を決定する権能を持つことは当然であるが、決議前文の「侵略行為が行われたか否かの問題は、個々の事件ごとのあらゆる状況に照らして考慮されなければならない」という規定に加えて、侵略行為がなされたとの決定について、国連安保理が正当化されないとの結論を下すことができるとする決議第2条の規定が意味するところは、この決議で侵略行為として定義されている行為が実際に行われたとしても、安保理がそれを侵略行為と認定しないことができるということである⁽⁶⁹⁾。

政府の解釈による国際法における武力行使は、一般的な解釈によるものと比較して狭く、したがって武力行使禁止原則によって禁止される範囲が狭くなる。つまり、一般的な解釈による範囲から政府の解釈による範囲を差し引いた

(65) Rosalyn Higgins, "The Legal Limits to the Use of Force by Sovereign States: United Nations Practice," *British Year Book of International Law*, issue 37 (1961), pp.300-301. ヒギンズは著名な国際法学者であり、1995年7月から2009年2月までICJの裁判官を務めた。

(66) Pierluigi Lamberti Zanardi, "Indirect Military Aggression," in Antonio Cassese, ed., *The Current Legal Regulation of the Use of Force*, Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1986, pp.112-113.

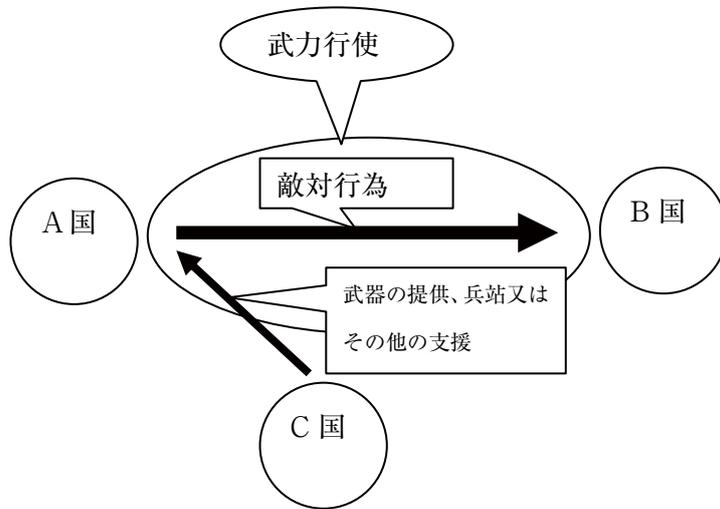
(67) Julius Stone, *Conflict through Consensus: United Nations Approaches to Aggression*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 1977, pp.28-29.

(68) ICJ 判決では、同様の文言を含む友好関係原則宣言について、むしろこの文言を根拠にして、同宣言は各国が国連憲章の解釈を示したものであると解している。*ICJ Reports 1986, op. cit.* (18), pp.102-103, para.193.

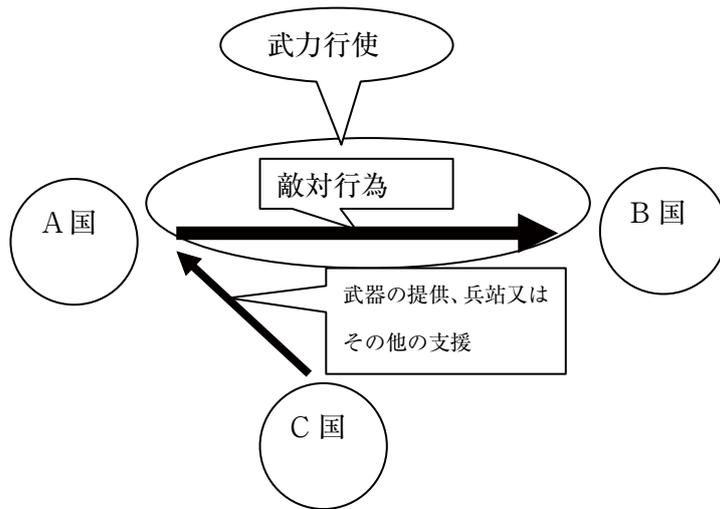
(69) Bert V. A. Röling, "The 1974 U.N. Definition of Aggression," in Antonio Cassese, ed., *The Current Legal Regulation of the Use of Force*, Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1986, p.416.

図1 一般的な解釈及び日本政府の解釈による国際法における武力行使（イメージ）

○ 一般的な解釈による武力行使



○ 日本政府の解釈による武力行使



(出典) 筆者作成。

部分（「武器の提供、兵站又はその他の支援」など）を行うことは、政府の解釈によれば、武力行使に当たらず自衛権の行使などの理由づけがなくとも許されることになる。

しかしながら、例えば、A国のB国に対する敵対行為を含む武力行使について、C国がA国に対する「武器の提供、兵站又はその他の支援」を行った場合、その行為には、A国の敵対行為を含む武力行使が個別的自衛権の行使であるとき、集団的自衛権の要件をみれば集団

的自衛権の行使として、また集団安全保障措置であればその一環として位置づけることで国際法上適法な措置となるものが含まれる。政府が武力行使を狭く解釈するのは、憲法上の制約によって集団的自衛権の行使や集団安全保障措置に関与できないとしていることに関係する。つまり、集団的自衛権の行使や集団安全保障措置であれば違法性が阻却される行為が、政府の解釈によれば、それらを援用することなく国際法上適法な措置として位置づけることができるの

である⁽⁷⁰⁾。

なお、政府の見解では、国連憲章第51条で規定される「武力攻撃」は、「一般に、一国に対する組織的計画的な武力の行使」を指し、国連憲章第2条第4項でいう武力行使とは、「一般に、国家がその国際関係において行う実力の行使」とする⁽⁷¹⁾。ICJ判決によれば、武力攻撃とは武力行使のうち極めて重大な形態のものを指すが、政府は武力行使について一般的な解釈より狭く解していることから、自衛権の行使の要件である武力攻撃の範囲も同様に狭く解している可能性がある。

次に、これまでの国際法における武力行使に関する考察を踏まえて、国際法における武力行使と憲法第9条における武力行使との関係について分析する。まず、一般論として、国際法で禁止される行為は国内法を根拠に行うことはできない。武力行使禁止原則についていえば、国連憲章による条約上のものと考えても、慣習国際法上のものと考えても、禁止される範囲を国内法により狭くすることはできない。前者であれば、条約の不履行を正当化する根拠として国内法を援用することができず（条約法に関するウィーン条約第27条）、後者であれば慣習国際法はあまねく国家を規律するからである。他方、国際法上許される権利を行使しないことや行使を禁止する国内法を制定するのは、可能である⁽⁷²⁾。国際法における武力行使について、一般的な解釈と政府の解釈が異なることはこれまで述べたとおりであるが、それを国内法の議論として行うことは国際法上の義務に反しないかぎり問題はない。また、武力行使とい

う概念を国内法に規定することも同様である。

もっとも、国際法における武力行使に関する政府の解釈は、憲法第9条を根拠としたものではない。政府は、国際法及び憲法第9条における武力行使は同義とするが、それは後者によって前者が規定されることを意味するものではない。武力行使一体化論についていえば、それは憲法第9条に由来するものであることからその論理の中で考えるべきものであるものの、結果的ではあるが武力行使禁止原則に関する政府の解釈と一般的な解釈の差を若干は埋めるといえる。国際法において、「侵略の定義に関する決議」第3条(g)号が、「重大性を有する武力行為」を行う武装部隊等を想定し、それに対する「国家による若しくは国家のための派遣、又はかかる行為への国家の実質的関与」を侵略行為と規定しているように、違法行為があつてそれに対する支援が行われるときその程度に応じて同じ違法行為として認定されることはある。

政府の解釈による国際法における武力行使が一般的な解釈によるものより狭いことは、憲法上の制約によって集団的自衛権の行使や集団安全保障措置に関与できないとしていることに関係すると述べたが、国際法における武力行使の概念について一般的な解釈を採用したとして、憲法第9条における武力行使との関係をどのように整理できるか考えてみる。まず政府の解釈による憲法第9条が禁止する内容を変更するかしないかで分かれる。変更しない場合は、憲法第9条が禁止する武力行使は、国際法でいう武力行使のうち「実力の行使」だけを指すことになる⁽⁷³⁾。「実力の行使」以外の武力行使に

(70) A国のB国に対する敵対行為を含む武力行使に関して、C国がA国に対する「武器の提供、兵站又はその他の支援」を行った場合、武力行使禁止原則の範囲を狭めた政府の解釈に基づき、政府が「武器の提供、兵站又はその他の支援」などを行うとき、論理的には国際違法行為と解される余地があるが、その際問題になるのはむしろA国の敵対行為を含む武力行使の適法性である。

(71) 「衆議院議員金田誠一君提出「戦争」、「紛争」、「武力の行使」等の違いに関する質問に対する答弁書」, 前掲注(46), p.4.

(72) 小寺彰・奥脇直也「国際公秩序への我が国の対応—本特集に寄せて」『ジュリスト』1343号, 2007.10.15, pp.6-7.

(73) 国連憲章第2条第4項が禁ずる武力行使に関して、「実力の行使」という概念があるわけではない。政府の解釈による武力行使を指す。

については、国際法でいう集団的自衛権の行使や集団安全保障措置への関与は憲法第9条の禁止するところではないので、武力行使一体化論が禁止しない程度において許されることになる。変更する場合は、さらに二つの選択肢がある。第一には、集団的自衛権の行使や集団安全保障措置への関与は禁止したまま、憲法第9条が禁止する武力行使は国際法における武力行使とすることである。この場合、周辺事態安全確保法における後方地域支援などはもとより、日本への武力攻撃が発生していない状況における米軍による日本の基地の使用が制約される可能性が生じる。第二には、集団的自衛権の行使や集団安全保障措置への関与は容認して、憲法第9条が禁止する武力行使は国際法における武力行使とすることである。この場合、武力行使一体化論をはじめこれまで憲法第9条のもとに制約されてきたことから解放されるが、集団的自衛権を行使し又は集団安全保障措置に関与するとき、それを国際法から評価すること（例えば、武力攻撃の発生の認定など）に対する責任がこれまで以上に求められることが想定できる。この場合、国際法における武力行使に関する権利義務が他国と同じになって政策的妥当性だけを検討すれば良いということではなく⁽⁷⁴⁾、その前

提として、武力攻撃や侵略行為は何かという、つまり正当な武力行使は何かということについて、日本として積極的に解釈を示すことが求められる。

終わりに

国際法という観点からなされる日本の安全保障法制に対する批判は、憲法第9条に関する日本政府の解釈に対する批判が中心であった。しかしながら、安全保障に関する国際法の政府の解釈は、当然のことながら、政府の憲法第9条の解釈と調和するものである。これまでみてきたとおり、国際法でいう武力行使は軍事力の行使であり、「武器の提供、兵站又はその他の支援」が、すべてではないが含まれるとするのが一般的な解釈であるが、これは政府の解釈とは異なる。一般的な解釈を採用したとして、憲法第9条に関する政府の解釈の変更が求められるわけではなく、反対にその正当性が保証されるわけでもないが、国際法における武力行使について政府の解釈と一般的な解釈の相違に留意することは、憲法第9条における武力行使という概念を検討するにあたり、有益な論点を提示するものである。

(まつやま けんじ)

(74) 『「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」報告書』では、集団的自衛権を行使して米国に協力する際には、「日米同盟の信頼性を維持・増進する上で必要不可欠であり、我が国の安全確保に資するものに限る」、集団安全保障措置に関与する際には、「我が国の国益、能力、メリット・デメリット、国民の理解の程度等を踏まえて慎重に検討した上で参加の可否を決定する」などと提示している。安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 前掲注(1), p.25.